

国民健康保険料は 納期限までに必ず納付を

安定的な国保制度の運営に取り組んでいます

国民健康保険料（国保料）は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費の支払いに充てる貴重な財源です。国保料は必ず納期限までに納めましょう。

問い合わせ 国保課保険料係（市庁舎1階、☎65・4139）

国保制度を支える保険料

国保の運営主体である北海道が、全道の医療費を推計し、必要な額を納付金として各市町村から集めます。各市町村は、配分された納付金を納めるために必要な保険料を集めて、北海道に納付します。

保険料は国保制度を安定的に運営するための重要な財源です。納期限までに納付してください。

納付忘れない口座振替がおすすめてです（図）。口座振替の手続きは、国保課窓口で行うことができます。

早期未納解消に取り組んでいます

国保料の納付は、6月から3月までの毎月です。

市では、納付忘れや未納放置が多額の滞納につながるようコールセンターを設置し、電話による納付予定の確認や早期納付相談を実施しています。

保険料を滞納すると

保険料が納期限までに納められない場合は、督促状を発送します。

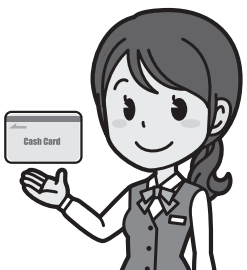
国保の保険料納付は 口座振替で

口座振替は、保険料が各納期限に自動的に引き落とされるので納め忘れの心配がありません。ぜひ、口座振替をご利用ください。

◎キャッシュカードで簡単手続き

下記金融機関は、国保課窓口でキャッシュカードと暗証番号により簡単に口座振替の手続きができます。

詳細は、国保課に問い合わせください。



対象金融機関

- * 帯広信用金庫
- * 北海道銀行
- * 北洋銀行
- * ゆうちょ銀行

滞納処分の取り組み

市では負担の公平を維持するために、滞納処分を通して滞納額を減らす取り組みを行っています。滞納処分は法律に基づき、本人の

督促状発送後、未納が解消されない場合は、預金・生命保険・給与などの財産調査を行います。納付する資力があるにもかかわらず、催告に応じない、納付の約束を守らない、完納の見込みがなく滞納額が増え続けるなどの場合は、滞納処分（差し押さえ）を実施します。また、未納期間や金額に応じて延滞金が発生します。

滞納が続くと 保険証の有効期間が短縮

通常、被保険者証（保険証）の有効期間は1年間で、有効期間の終了前に、国保課から新しい有効期間の保険証を郵送します。しかし、滞納が一定期間続いた場合には、有効期間が6カ月の短期被保険者証（短期証）を交付することがあります。（原則窓口交付）

滞納が長期間続き、納付相談もない場合には、保険証を返還してもらうか、更新を停止した上で、保険証の代わりに被保険者資格証明書（資格書）を交付します。

資格書が交付されると、病院に支払う医療費を全額自己負担することになります。支払った医療費は、申請により7～9割の医療給付金を返還します。このとき、返還額から未納の保険料を差し引く場合があります。

国保に加入・脱退する場合は 届け出が必要です

国保に加入・脱退する場合は、異動日から14日以内に国保課へ届け出てください。国保への加入手続きが遅れると、保険料をさかのぼって請求することになります。

また、他の保険に加入しても自動で国保を脱退したことはありません。保険料の請求が続いてしまうので、必ず届け出をしてください。

国保に加入するとき

- ① 他の市町村で国保に加入していた人が帯広市に転入したとき
 - ② 職場の健康保険を脱退、または扶養から外れたとき
 - ③ 生活保護を受けなくなったとき
 - ④ 子どもが生まれたとき
- 手続きには、窓口に来る人の印鑑と本人確認書類、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもののほか、①④は戸籍住民課に提出した住民異動届の控え、②は勤め先などが発行する健康保険資格喪失証明書※、③は保護廃止決定通知書が必要です。

国保を脱退するとき

- ⑤ 帯広市から転出するとき
 - ⑥ 職場の健康保険に加入、または被扶養者になったとき
 - ⑦ 生活保護を受けたとき
 - ⑧ 死亡したとき
- 手続きには、国保の保険証、窓口に来る人の印鑑と本人確認書類、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもののほか、⑤⑧は戸籍住民課に提出した住民異動届の控え、⑥は新しい保険証※、または健康



納期限までに保険料が支払えないときは相談してください

災害や失業、病気、その他の事由で保険料の納付が困難なときは、一定の条件を満たすと、保険料の減免などを受けられることがあります。

また、他の事情で納期限までに納付が困難なときは、具体的な完納計画を提示いただいた上で、一時的な分割納付などができます。

納付に困ったら、滞納したまま放置せず、早めにご相談ください。

注意 還付金詐欺に 注意してください！

帯広市では、保険料や医療費の還付金については必ず文書で通知しています。市職員を装って、電話で「医療費や保険料が返ってくるので、ATMへ行くように」と言われたら、それは詐欺です。医療費や保険料などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません。

このような電話は、お金をだまし取る「特殊詐欺（還付金詐欺）」です。帯広警察署（☎25・0110）に相談してください。



夜間・休日相談窓口を 開設しています

日中に相談が困難な場合は、毎週火曜日の夜間相談窓口（20時まで）と、毎月最終日曜日の休日相談窓口（8時45分～17時30分）を開設しているので、ご利用ください。

保険資格取得証明書※、⑦は保護開始決定通知書が必要です。

※マイナンバー制度による情報連携に伴い、省略可能となる場合があります。詳細は、国保課給付係（☎65・4138）へ問い合わせください。

健康保険の任意継続

一定の条件を満たす場合、退職後20日以内に手続きをすれば、退職後も引き続き職場の健康保険（国民健康保険組合を除く）に加入できます。希望する人は、加入していた職場の健康保険の担当窓口にお問い合わせください。